



エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1342号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月2日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字田口3307の2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1343号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月2日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字多良木字梶屋3491の19、字鍛冶屋ノ谷8790
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字梶屋3491の19・字鍛冶屋ノ谷8790（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1344号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月2日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字里道2682、2684、2695の1、2695の5、2695の7
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1345号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成 17 年 12 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字岩野字下野々平 2020 の 17、2020 の 20、2020 の 21、字松ノ下 2065 の 2、2065 の 6、2065 の 7、字水清谷 2113 の 5、2113 の 8、2113 の 9、2113 の 14、2113 の 40、2113 の 43、2113 の 44、2113 の 52、2113 の 53、2113 の 55、2113 の 56、2113 の 65、2113 の 79、2113 の 85
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字松ノ下 2065 の 6・字水清谷 2113 の 9・2113 の 14・2113 の 43（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1346 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 17 年 12 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定

指令番号	所在地	名称	開設者		指定年月日
			住所	氏名	
26	本渡市船之尾町 9-19	有限会社 船の尾薬局	本渡市船之尾町9-19	有限会社 船の尾薬局	平成 17 年 9 月 1 日
27	菊池郡菊陽町大字津久礼字中迎原 3270-2	F・デンタルクリニック(恵富)	熊本市榆木 2-10-33	畦元 文人	平成 17 年 11 月 1 日
28	菊池郡菊陽町大字久保田 2802-5	はやし調剤薬局	菊池郡菊陽町大字津久礼 148-14	林 泰男	平成 17 年 10 月 6 日
29	菊池郡大津町室212-1	医療法人 正佑会 えうら耳鼻咽喉科クリニック	菊池郡大津町室212-1	医療法人 正佑会	平成 17 年 9 月 26 日
30	牛深市久玉町 5716-17	うしぶか調剤薬局	牛深市久玉町5716-17	有限会社 同仁	平成 17 年 9 月 1 日
31	天草郡五和町二江4488番地5	楽洋クリニック	天草郡苓北町上津深江 210 番地 8	渡邊 一夫	平成 17 年 10 月 1 日
32	上益城郡甲佐町岩下字東園 68-13	甲佐眼科クリニック	宇城市三角町三角浦 348 の 6	医療法人 邦仁会	平成 17 年 11 月 1 日
33	菊池市隈府字南田775-5	栄町薬局	菊池市隈府 134	有限会社 岡山薬局	平成 17 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1347 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 17 年 12 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

辞退

所在地	名称	開設者		辞退年月日
		住所	氏名	
菊池郡大津町室字門出 212-1	えうら耳鼻咽喉科クリニック	熊本市小峯二丁目 6-66	江浦 正郎	平成 17 年 9 月 25 日

牛深市久玉町 5716-17	うしぶか調剤薬局	牛深市牛深町2493	有限会社 ナナ薬局	平成17年 8月31日
本渡市諏訪町 1-15	諏訪薬局	天草郡五和町御領 6442	有限会社 五和中央薬局	平成17年 10月6日
本渡市大浜町 3-18	中山外科医院	本渡市大浜町 3-18	中山 婦三	平成17年 10月19日

**熊本県告示第1348号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づく山都町道の改築工事が次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第75号）第7条第2項の規定により告示する。

平成17年12月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

路線名	工事完了区間	延長 (メートル)	完了 年月日
山都町道 米生枋原線	(起点) 上益城郡山都町米生字松葉 484番地先 (終点) 上益城郡山都町米生字馬場鶴 418-3番地先	138.5	平成17年12月1日
〃	(起点) 上益城郡山都町米生字石原 425-1番地先 (終点) 上益城郡山都町小峰字迫 350-1番地先	717.0	〃
〃	(起点) 上益城郡山都町小峰字岩下 1552-1番地先 (終点) 上益城郡山都町小峰字南 1429-2番地先	13.0	〃

**熊本県告示第1349号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年12月2日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	445号	球磨郡相良村大字四浦字深水前  4704番1地先から 同字  4704番1地先まで	前	21.9 ～ 27.5	43.5	
			後	20.2 ～ 25.9	43.5	

2 区域変更する期日 平成17年12月2日

**熊本県告示第1350号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年12月2日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月2日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	266号	熊本市出仲間九丁目 同所	前	20.07 ～ 24.55	40.0	土地区画 整理事業
			後	20.07 ～ 24.91		

2 区域変更する期日 平成17年12月2日

**熊本県告示第1351号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年12月2日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月2日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	八代鏡 宇土線	八代市千丁町新牟田字美名尻 同字	前	10.6 ～ 11.0	69.0	24条工事
			後	10.6 ～ 11.6		

2 区域変更する期日 平成17年12月2日

**公 告**

**熊本県公告第897号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年12月2日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
水俣市古城二丁目6番2、同243番、同244番、同245番、同246番、同247番1、同252番4及び里道の一部  
4,738.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
水俣市南福寺4番2号  
有限会社平成不動産

**熊本県公告第898号**

平成17年7月29日付けで上天草市長何川一幸から協議のあった松島地区（小麦工区）土地改良事業（区画整理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年11月22日付けで同意した。

平成17年12月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第899号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成17年12月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	野々川	平成11年8月23日	平成17年1月24日	上天草市